

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年10月12日 22時20分ごろ（現地時刻）
発生場所	パプアニューギニア独立国モレスビー島東南東方沖 （概位 南緯11°16.3′ 東経152°04.5′）
事故の概要	漁船第三十五欣栄丸は、北北東進中、さんご礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年10月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十五欣栄丸、409トン
船舶番号、船舶所有者等	132218、幸栄漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、凹損及び破口、プロペラ翼及び舵に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか22人（日本国籍5人、インドネシア共和国籍17人）が乗り組み、まぐろ延縄漁の操業を終えてパプアニューギニア独立国ポートモレスビー港に寄港した後、平成29年10月11日12時00分（現地時刻、以下同じ。）ごろ、静岡県焼津市焼津港に向けてポートモレスビー港を出港した。</p> <p>本船は、モレスビー島東南東方沖を東進中、船長が、甲板員1人と共に船橋当直につき、レーダーにより左舷方に広がる環礁を認めたが、距離を離して迂回すれば、安全に航行できると思い、徐々に左に舵を取り、環礁を迂回しながら航行した。</p> <p>本船は、約10.5ノットの対地速力で北北東進していたところ、12日22時20分ごろ環礁外縁のさんご礁に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故時、海図等で船位及び水深を確認していなかった。</p> <p>本船は、本事故当時の喫水が不明であったが、満載喫水が約3.4mであり、本事故時、漁獲物を積載して満載状態であった。</p> <p>本事故現場付近の水深は、2～3mであった。</p>
分析	<p>本船は、北北東進中、船長が、レーダーにより認めた環礁から距離を離して迂回すれば安全に航行できると思い、海図等で船位及び水深を確認していなかったことから、環礁外縁のさんご礁に向かって航行していることに気付かず、同さんご礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、北北東進中、船長が、レーダーにより認めた環礁から距離を離して迂回すれば安全に航行できると思い、海図</p>

	<p>等で船位及び水深を確認していなかったため、環礁外縁のさんご礁に向かって航行していることに気付かず、同さんご礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事前に航行予定海域の水路調査を行い、浅瀬から十分な距離を離して航行すること。・ レーダー映像のみに頼ることなく、海図、GPSプロッター等を活用して船位及び水深の確認に努めること。